

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第3回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成25年10月23日(水) 午前9時00分～午前11時20分	
場 所	彦根市役所2階 21会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	企画振興部長、都市建設部次長、住宅管理室長、建築指導課長、都市計画課長、市街地整備課長、住宅管理室職員、建築指導課職員、都市計画課職員、市街地整備課職員、商工課職員、企画課職員
欠 席 委 員	西川委員、森委員	

[開会]

[委員会の成立について]

委員8人中6人が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

[資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

[前回委員会の振り返り]

[121 景観形成の推進]

○委員長

さて、今年度から、委員会による実際の施策評価を行う前に、30分程度の時間で、前回の会議の振り返りを行うことになっております。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、前回委員会での評価施策の評価点数、並びに各委員の総括評価、事務局より示されました委員会としての総括評価案が記載されました評価表の資料が提出されておりますので、これに基づきまして、それぞれ確認を行いたいと思います。

一つ一つしていくということでございますが、まずは「121 景観形成の推進」につ

いてですが、この評価点数について、変更点はございますでしょうか。各自、もう一度確認をいただきたいと思います。

それでは、変更等ございませんので、これをもって委員会の評価とさせていただきたいと思います。

続いて、総括評価に移らせていただきます。裏面に事務局より案が示されておりますが、これにつきましても、ご自由にお願いしたいと思います。特に、最後の委員会の総括評価、そこに皆様方からいただいた評価の内容を事務局で取りまとめていただきまして、このような形で委員会の評価とさせていただいておりますが、これでよろしいかどうか、確認をお願いいたします。

○事務局

補足ですけれども、前回の委員会のとき、景観形成の推進については、主に議論としては広告物、屋外広告物の関係の議論が中心だったところです。

○委員長

はい、屋外広告物を中心に議論を行われたということですが、それを踏まえまして、このような総括評価となっておりますが、いかがでしょうか。

○副委員長

広告物のことでの、全般的に発言させていただきましたが、特に災害、台風なんかもたくさんありますので、ぜひとも1年に1回でもいいので、担当部署で回っていただきて、特に、古い広告物ですか、プラスチックの途中で切れたやつとか、もちろん責任の所在者のところに、担当部署から行っておられるんですけども、そんなに時間がかかる作業でもないので、何とか定期的に巡回をしていただきて、景観を保つようにお願いをできればと思っています。

○事務局

再度事務局のほうで、今回の会議が終わってから案を作り、委員さんに期限を設けて送付させていただきて、最終的に委員長に確認をして、最終確定という形にさせていただいたらよろしいですか。

○委員長

最終的に僕のほうに持ってきていただきて、委員皆さんのお意見が反映されていると確認したらもうそれでいいと思いますので。そういう形でよろしいでしょうか。はい。

では、意見なしということで、よろしいですか。

はい、ご意見がないようでございますので、では、これで確定させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

[211 文化芸術の振興]

○委員長

続きまして、「211 文化・芸術の振興」につきまして、同じく評価の確認をさせていただきます。

まず、評価点でございますが、変更等ございましたら、お願ひいたします。

これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

○委員

前回、時間がなくて十分に申し上げることができなかつたんですが、文化・芸術のところで、以前から審査員の基準というものがどこにあるのかなということを常に考えていたのですけれども、前回の行政評価委員会のときに、文化協会か何かどこかにお任せしているとの事でした。従来からの教育委員会の姿勢だったので、今の担当者の方が悪いということではなくて、この彦根に、たくさんの、博物館にもいい芸術作品があるのに、そこから色々な人が伸びていかないということは、審査員の基準にも問題があるのではないかなと思いまして、そういうことを行政評価委員会で、今年から評価施策が減り、十分に議論ができる時間があるようになったことから、直していかなければ、解決していかなければならぬことを十分に話し合うべきだなと思います。

私は、俳句をやっています関係で、俳句教室は色々とありますけれども、やはり教育委員会と、かつて校長先生だった方のつながりが強くて、もともと教えるということの専門家ですから、俳句なり短歌なり色々指導されているところがたくさんあるんですけども、それだけで終わらずに、中学校の先生が高校の生徒を教えることが不可能に近いこともあるし、そういう部分で自分がレベルアップしないと、上に行こうとする人を育てられないと思うのです。前回、審査員の監査をしていただける部門がないと言ったのですけれども、教育委員会自体がそういう監査をするものを知らないと思うのです。

今日、資料をお配りしましたけれども、例えば俳句だったら、全国の俳誌が載っている主催から主な同人が載っている俳句年鑑というものがありますし、短歌もあります。そういうものをやっぱり見て、審査員に適しているかどうかという、そういう計らいも必要ではないかと今回思いましたので、補足で今お話をさせていただきました。

○副委員長

僕も従来の事業は当然ですけれど、多分これ俳句、川柳、短歌、詩、そういう旧態依然のものを、若い人たちに提供するのが、そういうものだけでいいのだろうかということが書かれておるんですけども、例えばその今のダンスの大会とか、若い人たちに物すごく人気ですよね。そういう、投げかけも僕も必要かなと。将棋とか川柳とかも大切だとは思いますけれども、多分そういうコメントを書かれている委員の方が多いので、その辺の仕掛ける材料みたいなのは、若い人向きに検討をする必要があるのかなという気がします。

行政がしかけて、市ダンス大会とか僕はすばらしいことだと思いますけれど。

○委員長

まずは点数のほうの確認だけですが、これでよろしいでしょうか。

はい。それでは、評価点につきましては、これで確定させていただきます。

それから、総括評価につきまして、まだ色々ご意見をいただきしておりますが、そのほかにございましたら、ご自由にお願いいたします。

○委員

前回書道のことにも触れましたけれども、あれも同じことです。

○副委員長

難しいですね。師匠と弟子のいる世界のことですので。

○委員

そうですね。ただそれを任せ切りにするのはどうかと。やはり監査する部門が、教育委員会なら教育委員会でしっかりとしないと、そこに投稿しようかという、作品を出そうかという気にならないですね。

○委員

新しい若い人に入っていただくという意味での文化というのを考えたときに、文化って与えられるものではなくてつくっていくものだと思うのです。どういう内容がほかの地域で一般的にやられているものであったとしても、ここでやることによって、中に入った人が彦根らしいという試みをつくっていくということに意味があると思うので、非常に伝統的なもの以外の新しいものを取り入れるということは、そういう意味で若い人が入って、ここで色々な世代の人とかかわり合いながら、彦根らしさをつくっていったらいいわけで、余りその文化、あるものにこだわると、若い人が入りづらいかなと思います。そういう文化をつくっていくという観点で、新しいものを議論していただけたらいいかなと思います。

もしその機会を提供するということを、提供、与えるという意味ではなくて、彦根らしいという部分自体がつくっていくという意味の彦根らしい文化という表現が少し入ればいいかなと思いました。

○委員

おっしゃっていることは全部そのとおりだと思うのですけれど、市とか行政が、文化とか文明、芸術というものをつくる、生み出すということに、どの程度先導する必要があるのかなと。今おっしゃったようなことは、それぞれの団体とか大学とか、そういったところで生まれ出してくれるものであるので、あまりその方向づけを行政とか市がするもののかどうかという、ちょっと疑問に思った。感想だけですけれども。

○委員

市民文芸と名を打っている以上はかかわらなければならぬから、本当に教育委員会とか市がかかわらないようになるのなら、もう別のものとしたほうがいいですね。それと、前回議論にあったように、彦根らしさで本当にいいのだろうかという声も何か議論にあったような気がするのですが、そこにこだわるべきなのかとか、彦根らしさというのは、では何なのかということもあったと思います。

○委員長

そのあたりの認識が非常にこれ複雑なので。

○委員

ただ、やはり作品を出す人が伸ばす、伸びていくということに原点を持っていただいて、携わる方は、頭打ちで伸びる、自分よりも力がないと判断していいのかどうか、それだけの力量を持った人に判断をしていただいて、最終的にその人が、もう一つステップアップして外に出ていけるような、そういった支援というか、指導の仕方が必要ではないかなと思います。

○委員長

こういうものは、行政の立ち位置が難しいと思うのです。先ほどから言っていますように、そういう環境をつくる立場に徹するのか、あるいは、ある程度先導していくというか、実践的にしていくのかは非常に難しいというのは確かです。

○委員

どうしても文化芸術というと、伝統的なという冠頭詞がつくような気がして、それが若い世代が入り込めないような雰囲気をつくっているのではないかということで、委員が言

われるよう、やはり権威があるものというのも必要だと思いますので、伝統的なところにこだわらずにという一文を入れていただきたいなと思います。

○委員

もう一つ、彦根文芸のほうでもかなり作品が、年配が多くて、60代よりも70代が今支えているという状況で、若い方に入ってもらいにくいので、これから人数を増やすにはどうするかということが議題になりますが、それは色々なところで言えると思います。

だから、若い人が入ってもらいやすい、そういう状況をつくっていく。新しい文化でもいいですし、従来の文化もいいですけれども、新しく、若い人に入ってもらえるような状況、体制づくりというのを、もう一度見直していただきたいというのが意見です。

[221 歴史まちづくりの推進]

○委員長

では次の施策ですが、「221 歴史まちづくりの推進」につきまして、まず評価点について、変更等ございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それでは総括評価につきまして、ご意見がございましたら、お願ひいたします。

特にないようでございますので、これにつきましては、事務局で作成いただいた総括評価を、総括評価として確定させていただきます。

[231 文化財の保存と活用]

では、最後ですが、「231 文化財の保存と活用」につきまして、まず評価点、変更等ございましたら、お願ひします。

はい、それでは評価点はそのままとさせていただきます。総括評価につきまして、ご意見ございましたら、お願ひいたします。

○事務局

事務局から、まずは、前回こちらのほうも先ほどの文化と一緒に色々とご意見、ご議論がありまして、市史編さん関係、博物館事業が中心でございます。市史の広報をどうするのかという意見がありました。

○委員長

前回の委員会では、市史に対して議論が中心に行われたということですが、それについて、ご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、総括評価はこのままということで、よろしくお願ひいたします。

これで、前回の評価施策の振り返り、確認が終了しましたので、本日の評価施策の評価に入りたいと思います。

[施策の評価]

[122 住宅対策の推進]

○委員長

それでは、評価対象施策一覧表にございます、今回の施策評価対象となってござります、「122 住宅対策の推進」につきまして、評価を行ってまいります。

まず初めに、この施策に関するお説明をして、施設の担当部署より、簡潔に説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

現状と課題、目指す成果についてでございますが、本市の住宅の整備につきましては、彦根市住宅マスタープランに基づき、地域住宅計画及び彦根市公営住宅等長寿命化計画を策定し、総合的な住環境整備に努めているところでございます。また、低所得者や高齢者、子育て世代に対して、今ある住宅を有効活用し、居住水準の向上や快適性、利便性など、市民の多様なニーズへの対応が求められているところでございます。

中心市街地は居住人口の減少と、空き家や空き地が増加しており、その有効活用や歴史的建造物が減少する中、その保存を進めていくことが重要でございます。

また、昭和 56 年の建築基準法改正前の建築物は、現行の耐震基準を満たしていないおそれがあり、住宅の耐震化に対する支援を進めていく必要がございます。

また、市内には 4 メートルに満たない狭隘道路が多数あり、救急、消防活動に支障となっており、安全性を確保するため、利用実態に合った改善を検討しているところでございます。

良好な住宅地の確保を図ることで、人に優しい魅力ある住環境の形成と、公営住宅等の質の向上を図り、誰もが安心して暮らせる町を目指すものであります。

また、住宅の耐震性の向上や、生活道路の拡幅により、ゆとりある安全で安心な住宅地の形成を目指すものでございます。

平成 24 年度における主要な事業の取り組みについてでございますが、既存公営住宅等の有効活用として、彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき、中藪団地や芹川団地で改善

工事を実施しています。

また、家賃未収金対策として、新たな滞納をふやさない取り組みとともに、悪質な長期滞納者には法的措置を講じております。

空き家再生事業として、歴史的風致形成建築物の保存修理として、辻番所の改修工事などを実施しているところでございます。

安全で快適な住まいづくりとして、下水道接続と併せ、手すりの設置を市営住宅春日団地の8戸で実施し、災害に強い安全な住宅の形成促進として、木造住宅耐震診断を31戸、耐震改修を1戸行ったところでございます。

指標につきましては、市営住宅の福祉対応型個別改善個数割合をあげてございますが、彦根市地域住宅計画及び彦根市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画どおりの進捗をしているところでございます。

今後の施策の展開方法につきましては、まずは高齢者や障害者に優しい住まい・まちづくりの推進、2番目に、歴史・文化や地域の特性を生かした住まい・まちづくりの推進、次に、安全で安心で環境と調和した住まい・まちづくりの推進を図ってまいるものでございます。

○委員長

それでは、事前に質問等いただいておりますが、そういった点も含めまして、ご意見等ございましたら、どうぞご自由にお願いいたします。

○副委員長

5番の質問をしたのですけれども、例えば今、市営住宅がどれだけあって、必要なものはどれだけかと、どうしてももう潰さなければいけないものはどれだけあって、最終的には彦根はどれだけあれば、市民のニーズを賄えるのかというのは、どうもその見えてこないので、そのところを簡潔に説明をしていただけますか。では10年後に彦根では市営住宅はここに絞りますよと、しかも何階建てになりますよとか、その辺のところが僕の資料の読み込みが浅いのかもわかりませんけど、残念ながらわからないんです。現在何戸あって、何戸についてはもう取り壊さなければいけないと、取り壊した後については、今のところ考えていないと、ただし、まだまだ需要があるために、何戸かは新しく耐震も含めて必要だろうという、その辺のところがわかりましたら簡潔に説明してください。

○住宅管理室長

市営住宅については、現在642戸管理しております、そのうち約450戸が入居されて

いますけれども、そのうち、入居可能な住宅として 364 戸のうち、319 戸が入居されておられるということです。

毎年の募集は 3 回程度やらせていただいております。それで、10 戸から 12 戸ぐらい、募集をさせていただいておりまして、おおよそ 7 倍から 8 倍程度、数にいたしますと、延べ人数で、90 名ぐらいの方に応募をいただいております。その応募の内容や状況については、これから高齢化を迎える中で、少しでも安いところに住みたいという方もおられますし、色々な方がございます。

もう一つ、642 戸の 70% が既に耐用年数が半分を過ぎている状況でございます。今後これをどうしていくのかという一つの大きな問題もあります。今の状況を見ていますと、642 戸というのは、そこまでは必要ないのではないかということも思っております。

先ほど申しました耐用年数を半分過ぎている 70% をどうするのかということについては、今のところ建替えということは考えておりません。今後は、借り上げ式の住宅を求めていくのがベターじゃないのかと、それも、交通機関が発達している駅の近くであるとか、そういうところに求めていくべきでないのかという考え方をもっております。

その借り上げ住宅の件につきましては、まだこれから先の話ですので、具体的には進んでおりませんけれども、来年度くらいから、色々な先進地の状況を調査して、それから取り組んでいきたいと考えております。

○副委員長

わかりました。もう耐用年数が過ぎているものについては、積極的に新しくそこへ立替えたり、投資をしたりはしないという方針で進まれるということですね。

○委員

その場合に、この今 70% が耐用年数の半分を来ているものが、耐用年数が来た時点で、もう市営住宅にしないというような方針にされているということは、その場所をどのように利用していかれるのかとか、その建替えを考えておられないということで、何らかの形で魅力的なものに、どれだけお金をかけられるかわからないですけれど、福祉的な観点でも、高齢の方とか障害のある方でも入れるようなものにするとか、あるいは若者が入れるような何かに、リフォームしてできるようであれば、そういう形にしていけば、ニーズは増えているのかもしれないと思うのですが、そのあたりは、お考えをお願いします。

○住宅管理室長

今おっしゃったとおりだと思うのですけれども、例えば、今現在、お年寄り向けに住宅

をつくってある部分もございますし、また、身体障害者の皆様方を対象に、バリアフリーの関係などの賃貸物件をつくっている部分もありますし、要介護者のためにということで、我々も応援している部分はございます。

それと、先ほどおっしゃった、古い住宅をどうするのかという部分につきましては、すぐ廃止するという考え方を持っていますが、それは例えばストック活用計画とか長寿命化ということで、計画を立てて、今後まだまだ使っていくという考え方を持っています。

それを、色々な補助金をいただいて、それから適正な切りかえなどを進めているわけですが、今現在 50 数%ぐらいの進捗になっていますが、皆様に不便をかけないような住まいのあり方という部分については、満足していただけるように、進めていくという状況もございますので、跡地の今後については、今現在としては、まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

○委員

1 番の質問をさせていただいたんですけども、阪神大震災や東日本大震災のような大きな災害があって、耐震強化ということで、日々いろんな住宅の耐震調査をされていると思うんですけども、その後のこの耐震強化の住宅耐震リフォームの件数が、ずっと目標値からしてゼロのままですけれども、外装は利用率が高いと思います。だけどこの耐震のリフォームとなると、本当に大変だと思うので、この金額が本当にいいのか、あるいは、そこまで市がしなければならないものなのか、わかりかねるんですけども、もしこの補助金をずっと続けていかれるのであれば、この金額より高く設定することができないのか、利用をしてもらう上で、23 年度からずっと事業費の中に入れておられるのですけれども、23 年度に目標として挙げられた 2 件がゼロのままでして、その予算がそのままずっとこう繰り越して、27 年度までもゼロだったら、どうなのかという 2 点について、お聞きしたいと思います。

○建築指導課長

今のご質問ですが、まずリフォームですけども、少し言葉がわかりにくくなっています、バリアフリーについては国・県の補助でございます。リフォームについては市単独の補助ですが、リフォームといいましても、バリアフリーの対象にならない物件、いわゆる I_s 値が 0.7 のものを 1 以上に上げるとか、非木造、いわゆる鉄骨などの補助でございます。なおかつ、耐震シェルターと耐震ベントの補助がこのリフォーム費用になっております。

なかなか質問にも回答していますように、去年、24年度も200件ほど戸別訪問させていただいたのですが、当然診断をされた方も含めまして、なかなか進んでいない状況でございます。

彦根市としても、個人の財産ですので、金額を上げてまで補助していくのは難しいのかなと考えているところです。できましたら、金額を下げずに、啓発していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいとのと、25年度はもう2件、相談いただいているので、今後もこの金額で進めていきたいなと考えております。

○委員

今、回答していただいたように、外装のことも実は私も知らなくて、多分広報には載っていたのでしょうかけれども、見ていくなくて、近所の方が外装をされて、そのお話を聞くと、補助金が出ているということで、だから、一般の方もこの住宅耐震リフォームについては、ご存じない方が多いと思いますので、今後広報を強化していただければと思います。

○建築指導課長

申し訳ございません。耐震だけの部分の補助で、リフォームは入っていないんですよ、補助としては。

○委員

バリアフリーも。

○建築指導課長

バリアフリーもですね。バリアフリーと耐震だけで、いわゆる外壁の改修とか、内装の改修というのは補助対象外になります。全て説明はさせてもらっているのですけども、なかなか。

○委員長

はい、ほかにいかがでしょうか。

では、私のほうから。施策評価調書のところですが、1番目、既設公営住宅等の有効活用のところで、家賃の未収金対策がございますけども、それについては取り組みを強化されていると思うのですが、数字が出ておりませんので、まず、長期滞納者がどのくらい現在いらっしゃるのか、それから、その中で特に悪質な滞納者に対して法的措置をとったと書いていらっしゃいますが、どういうプロセスでそういう措置をとられたのか、あるいは法的措置をとられた数はどのくらいなのか、また、滞納額の累積など、どのくらい現在あるのか、そのあたりの数字をお示しいただければなと思います。

○住宅管理室長

今現在滞納につきましては、144件ございまして、金額は3,967万6,000円余りございます。これは、入居中の方と、それから退去された方がありまして、入居中の方が78件、それから、退去された方が66件ということでございます。

取り組みの実績でございますが、これについては電話の催告、訪問、それから納付誓約等いろいろございます。24年度の取り組みといたしましては、全体で123件です。

悪質な滞納者への法的措置ですが、明け渡しの強制執行が1件ございます。それから納付誓約といいますか、滞納を繰り返すことによって、支払いなさいよという形で指導をして、それでわかりましたという形で念書をいただいて、なおかつまた滞納するという方もおられますので、そういう方について、2回、3回と納付誓約を行っていますが、それでも払えない方も事実おられる、払わないという方がおられます。そういう方については、もうこれ以上待てないということで、裁判所に和解という形で、申し立てます。和解の勧告に応じれば、それで裁判官に中に入っていただきますので、破った場合には、判決と同じような内容になりますし、それでもその和解に対して、拒むという方については、これは裁判という形になりますので、強制執行1件については、我々の話に応じないという方ですので、それは裁判をして、強制執行という形をとらせていただきました。払いますという方については即決和解ということで、和解をいたしまして、それが年間4件ございました。

それから、明け渡し請求をする中で、もう出でていくということを言いながら、そのまま住宅に自分の荷物を入れながら、そのまま放置する方もおられます。こういう場合は、第三者にその権利を譲るといいますか、第三者が入り込む場合がございますので、これを抑えるための仮執行ということで、裁判所に申し出るわけですけれども、それが2件ございます。都合、そんな形で7件の処理をさせていただいたということでございます。

○委員長

特に退去された方、66件とお聞きしましたが、この方たちは多分対応が難しいと思うのですが、これについてどういう対応をされていらっしゃいますか。

○住宅管理室長

基本的な考え方ですが、退去されるときには、先ほど言いました納付誓約というのを取り交わしますが、これは相手方が応じればの話になりますが、出るときに納付誓約を締結することは、そこで一旦時効中断ということにもなりますので、徴収は継続して行

います。なかなかそれにも応じないという方については、それ以降も催告、文書で通知をさせていただきます。今現在滞納者 66 名、そのうちの約 20 件ぐらいは、悪質と思われる所以、調査も行っておりますし、今後の取りこぼれをなくするという点では、法的措置をとっていきたいと思っております。

○委員長

退去されてしまふと、なかなか徴収が難しくなってくると思いますし、また、居所がわからなくなってしまふと、もう不可能になってしまいますけども、やはり約 4,000 万という累積は、かなりの額ですし、公平性の面でも非常に問題があると思いますので、一生懸命やっておられるのは、よく理解できるのですが、さらに進めていただければなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

よろしいでしょうか。他に意見がなければ、ここで評価に入らせていただきます。

事前に評価点をつけていただきておりますが、もし変更等ございましたら、お願ひをいたします。

[122 住宅対策の推進の評価]

妥当性について変更あり。13.7→15.0

有効性 16.8 必要性 16.2 妥当性 15.0 効率性 11.2

[122 住宅対策の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[112 市街地の整備]

○委員長

では、次の施策に入らせていただきます。「112 市街地の整備」につきましては、担当部署よりご説明をお願いします。

○都市建設部次長

現状と課題についてですが、本市におきましても、郊外の宅地開発等により、中心市街地の空洞化が進んでおりますが、夢京橋キャッスルロードや、隣接する四番町スクエアの整備により、にぎわいを取り戻しつつあり、今後、地域の特性を生かし、歴史まちづくり計画など、新たな手法で取り組んでいきたいと思います。

また、本市の東の玄関口でございます、彦根駅東口につきましては、湖東地域の玄関口にふさわしい高度利用ができるよう、彦根駅東地区画整理事業の早期完了が求められているところでございます。

鉄道駅は重要な交通結節点であり、駅周辺に求められる機能も多様化しているところでございますが、市内ＪＲ各駅周辺のうち、稲枝駅周辺は都市基盤整備が未整備であり、今後駅舎改築に合わせ、駅を拠点としての都市機能を充実させるための周辺土地の整備を図る必要があります。地域の特性を生かしながら、快適で質の高い都市型空間の形成を目指すものでございます。

平成24年度における主要な事業の取り組みについてでございますが、彦根駅東地区画整理事業につきましては、土地の高度利用を図るために、計画的な基盤整備を進めています。地区内の道路整備や宅地造成を実施するとともに、工事に支障となる建築物等の移転を促進するものでございます。

稲枝駅周辺の整備事業につきましては、湖東圏域南部などの玄関口としての駅舎改築について西日本旅客鉄道株式会社との協議を進めるとともに、駅前広場の用地取得やアクセス道路の測量等を実施したところでございます。

指標につきましては、彦根駅東地区の宅地の使用収益開始面積割合と稲枝駅周辺地区整備率をあげてございますが、いずれにしましても、事業を進捗させるため、事業費の確保が喫緊の課題でございます。

今後の施策の展開方法につきましては、中心市街地の空洞化等につきましては、歴史まちづくり計画に基づき対応しているところでございますが、今後は商工課等とも協働し、活性化を検討する必要がございます。

彦根駅東地区画整理事業につきましては、今後とも財源確保に努め、平成27年度に全ての宅地を造成できるよう、進めてまいります。

また、稲枝駅周辺整備事業につきましては、稲枝駅舎及び自由通路を平成27年度末に供用開始することで、JR西日本旅客鉄道株式会社と基本協定を締結しているところであり、計画どおりの事業進捗を図っていく所存でございます。

○委員長

それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、ご自由にお願いいたします。

○委員

1番の質問をさせていただいたんですけども、国の大型補正により平成25年度未移

転完了が見込めるところから、平成27年度末で目標が達成できるものと考えておりますとあり、その後も、目標達成したいと考えておりますというところで、その下の、2番の質問に対しても、駅舎改築、東西自由通路設置工事を平成26、27年度で実施することから目標値も大きく上昇していますという回答についても評価できるものと思います。

意見のほうで、書かせていただいたんですけども、色々まちなみを見ていますと、今後、彦根駅の東側に新しくイオンのような大型商店舗が開店したり、それから彦根市ではないんですけども、高速のインターチェンジの開通もありまして、車の動きや人の動きが変わっていくような感じを受けるのですけれども、そういったことで、市街地の整備、まちづくりというのを新たに検討する時期に来ているのではないかと思うのですが、そういった部分については、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○都市計画課長

今、特にイオンの進出、また昨日、愛荘町にインターチェンジができるということで、現状が本当に変わろうとしている状況です。ただ、今その大型店舗の進出、もしくはインターチェンジの開通に合わせて、都市計画として大きな計画変更については、現在のところは考えておりません。逆に、現在はまちづくりの方向としましては、中心市街地が空洞化し、どうしても大型店舗というのは郊外のほうに進出するという中で、それだけを推し進めるのではなく、先ほど説明もありましたように、歴史まちづくり事業などを活用して、中心市街地をどうしていくかということが一つの大きな課題となっています。もちろん、今の稻枝駅舎改築であるとか、駅東の起点となる部分については、当然現在の事業は推し進めていくとは考えていますけれども、そのバランスをどうしていくかというのが、今後の彦根市の都市計画としても大きな課題であると考えているところであります。

○委員

彦根駅東地区、それから稻枝駅については、進められてると思うんですけど、今おっしゃった中心市街地の空洞化。それに関する具体的な施策的なことが、今回一切上がってこなかったので、都市計画課としては、どういうビジョンを持いるとか、どちらかというと、商工課とか観光振興とか、そのあたり、文化財とか、協力してやっていただくことになるのかなと思いますが、空洞化に関して、具体的にはどういうことを現在されようとしているのかというのを、お聞かせいただきたい。

○都市計画課長

現在、中心市街地につきましては、数年前までは四番町スクエアの事業であるとか、そ

の前面の都市計画道路の整備ということで、市街地の整備を進めてきました。

確かに、現在、個々の施策として中心市街地に関する事業は、特にございません。ただ、歴史まちづくり事業で、別の施策にはなっていますが、昔ながらの町家を利用するなどの、既存ストックを利用する形で、活性化が図れないかということで、事業を進めているという状況です。

ただ、それにはかなり時間がかかりまして、目に見えて大きく変わっていくというのは、時間がかかるかもしれません、そういう形で進めていければと考えているところです。

○委員

空洞化に関してというときに、四番町とか、キャッスルロードあたりだと、観光の方を目指しておられるのかなという気がするんですけど、どちらかというと、市民とか、そこで生活されている方の空洞化に歯止めをかけるというのが、視点というのは、空き家をとか、そういうことを考えているのですか。

○都市計画課長

そうですね。まず、その空き家につきましても、現在、官民でやっていまして、商工会議所に事務局としては設けられていますが、町家バンクというものが設立されています。昭和 20 年以前の、いわゆる昔から言う町家というものについては、登録制度がつくられまして、そのバンクに登録をしていただく。それを例えば最近では結構町家を探しておられる方、町家に住みたいとか、町家でカフェをしたいとか、そういう動きもあるようで、そういう方のかけはしになるように、町家バンクというものが現在設立されています。

今後、それは主に、商工会議所が中心となって行っていますが、市だけではなく、官民一体となって、進められればと考えています。

○委員

今のところで、聞きたいのですが、例えば銀座や花しょうぶあたりが空洞化していると思いますが、そこに住んでいる方々、以前はお店をしていた方、あるいは住宅だけの方もいらっしゃると思うんですが、そういう方々はその部分をどのように考えておられるのか、もし把握されていましたら、教えてください。

○商工課職員

関連の質問ですので、お答えさせていただきます。銀座とか花しょうぶですと、やはり住宅とそれから店舗が一体となってという事例もよくございまして、そうした場合、店舗をお貸しいただける方に関しましては、商工課でチャレンジショップ事業という事業をや

っております。正確に言いますと、商工課が補助金を出して、商工会議所で事務局を持っていただいているが、こちら 6 カ月間家賃を補助するということで、上限が 5 万円ですけれども、最大 30 万円の家賃補助という事業をしています。空き店舗と、それから、新規創業される方とのマッチングをさせていただきながら、もちろん家主の方の意思がございますので、貸したいという方に対しましては、そういう形で新規開業者をマッチングする事業をやっているところでございます。

○委員

その貸している、あるいは借りたいという方のパーセンテージというか、今後そういう方が増えて、町は活性化していくのが見えますか。

○商工課職員

チャレンジショップの実績といたしましては、平成 23 年度が 8 件で、24 年度が 1 件、それから 25 年度が 2 件です。

継続率に関しましては、全体として 50% 強というところですので、やはりやってみたもののうまくいかないという形の方もいらっしゃる部分もありますが、商店街に新たな店舗を呼び込んで、結果としてそこを活性化させていくというのは、商店街の魅力を高めて活性化させていくという方向で、現在進んでおりまして、若い方もたくさん開業されておりますので、そういった地道な活動を続けていくことで、商店街の活性化につながるのではないかと考えているところです。

○委員

今後もその部分については、商工課の方、あるいは都市計画の方がバックアップされると、十分活性化していくということですね。

○商工課職員

そうですね。そういう方向です。

○企画振興部長

もう一つ、花しょうぶ通りとおっしゃいましたので、ちょっと文化財は関係ないのでですが、あそこは伝統的建造物群保存地区という形で、現状古い建物が幾つも残っておりまして、幾つか代表的な建物については、滋賀県立大学の協力を得て、建物調査も終わりましたので、彦根市としては、伝統的建造物保存地区の条例をつくって、そこはそういうたずまいを保存しましょうということで、現在それぞれの所有者の方の個別の同意を取りに入っているという状況です。どのような雰囲気をできるだけ残しつつということで、住

んでおられる方もその自分の建物にステータスといいますか、誇りを持っていただくような形で、ソフト事業でございますが、保存する方向で考えております。

○委員

ということは、今のキャッスルロードから観光客の方、ボランティアガイドさんにつなげて、案内をしていただく行程ができつつあるという。

○企画振興部長

一定そういう仕掛けで、花しょうぶ商店街の方々は、できるだけキャッスルロードあたりでとどまるのではなく、それを何とか自分たちのほうへ引き込みたいというご努力はされておられますので、どこまで市がそれに対して応援ができるかはわかりませんけども、そういう取り組みはされておられます。

○委員

そこら辺の市としてのビジョンが聞きたかったんです。市民の方はまだ住宅でいたいと思っておられるのか、それともやはり先ほど色々と聞かせていただいた、チャレンジショップであり、町屋バンクであり、市民の方の彦根市の中心街よりちょっと離れた方がそこに来て、店を設置して、自分たちが活動していくとか、あるいは、彦根市外の方がそこにやってきて、彦根市の住民になって活動していくとか考えておられるので、そういうものが果たして商業で町を活性させていくのか、それはもう私たちは静かに暮らしたいという年配の方がたくさんいらっしゃって、住宅でいきたいと思っておられるのか、そうではなく、それは市民側ですし、市側はどういうふうなビジョンを全体的に持つておられるのかなど。

○委員

先ほどのチャレンジショップですが、すごくがんばっておられて、元気が出ている感じがするなと思ってたのですけど、8件、1件、2件で、定着率50%ぐらいということは、駅前で頑張っておられるお店は全部そのまま残っているなと思っていたので、駅前あたりは残ったけれど、それ以外のところはだめになってしまったということなのであれば、中心市街地の空洞化の件に関して、貢献しておられるような、貢献できていないような、場所的なことが気になってしまったというのがあります。花しょうぶはすごい頑張っているような気がするんですけども。

○商工課職員

チャレンジショップですけれども、近年の事例を見ますと、かなり創業されて、継続率

も高まっているような状況ですけれども、この事業、平成13年度から開始していまして、その最初のほうの事業に関しましては、大分こう廃業しているという。継続されるかどうかというのは、そのお店に魅力があるかどうかという部分もあるので、それは商工会議所と連携しながら、支援していくという形ですが、昨年は継続率は高く推移しているというような状況でございます。

○委員長

よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいている評価点につきまして、変更ございましたら、よろしくお願ひをいたします。

[112 市街地の整備の評価]

評価について変更なし。

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 12.5 効率性 13.7

[112 市街地の整備の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[111 適切な土地利用の推進]

○委員長

それでは、続きまして、「111 適切な土地利用の推進」につきまして、担当部署よりご説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

本市の市街化区域である、鳥居本、野田山、大堀および高宮地区には、工業系の大規模空閑地が存在しており、適切な土地利用を誘導する必要がございます。また、大規模な土地利用の転換が進む地区については、用途地域の見直しとともに、環境や景観に配慮した土地利用を図るため、建築物の高さ制限や地域特性や地区計画の策定など新たな土地計画の決定を検討する必要がございます。

地区登記所に備えつけられた土地に関する記録は、明治時代に作成されたものが多く、土地の実態と必ずしも一致していないので、正確に把握することができていない状況にあり、計画的で効率的な土地利用を推進するため、地籍調査により、正確に把握する必要が

ございます。

地域特性を生かし、市民ニーズを踏まえた適切な土地利用を図ることにより、町の活性化を目指すものでございます。

平成 24 年度における主要な事業の取り組みについてでございますが、都市計画の位置づける 3 地区の都市計画のうち、2 地区については都市計画審議会の議決を得ることができ、給食センターの開設に伴う市場の縮小については、関係機関と協議を経て、都市計画審議会で 2 回の事前協議を行ったところでございます。

長年にわたり未着手である都市計画道路について、平成 24 年度から見直し検討議論を開始し、見直しの進め方を整理した指針の素案を取りまとめたところでございます。

土地利用の誘導につきましては、民間開発について用途に適合するよう指導しており、一部の地域の用途見直しについて、都市計画審議会へ事前相談を行ったところでございます。

地籍調査の推進につきましては、平成 23 年度から本事業のモデル地区として、賀田山町茂賀地区で着手したところであります。平成 24 年度については、土地所有者の立ち会いのもと、境界確認および測量を実施しております。

指標につきましては、市街化区域内の大規模空閑地等、低未利用地の箇所をあげてございますが、民間宅地造成開発の誘導ができていないというのが現状でございます。

今後の施策の展開方法につきましては、現都市計画マスタープランは平成 27 年度までの計画でありますが、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、見直しに着手する予定でございます。

また、地区計画の策定につきましては、市民や地域の意向に沿ったものにするため、協議調整を図りながら進めるものでございます。

地籍調査については、地元要望を基本に、自治会の協力を得て、事業を推進するものでございます。

○委員長

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にお願いいたします。

○委員

都市計画変更決定数が、事務事業評価表では現在値が 1 件になっているんですけども、⑨番のほうを見ますと、24 年度が目標 1 件で、成果 0 件となっています。

○都市計画課職員

こちらにつきましては、⑨番の目標と成果については、年度別で表示をさせていただいたというものですございますので、わかりづらいところもありますが、積み上げの表記で行きますと、24年度につきましては、目標が2で、成果が1ということになります。この成果というのは23年度の成果ですので、それを継続して積み上げていくと、24年度も成果が1ということになります。

結果、27年度では、積み上げますと、目標が各年度ごとに目標1件ずつになりますので、合計の5件で、成果が現在のところ、1件ということになります。

○委員

事務事業評価表の指標の算出式のところに27年度までと書いていただくとわかりやすいかと思います。

7番の質問ですけれども、地区については亀山ニュータウン3期地区と、エクセルントヒルズ彦根地区が、両方とも25年度早々に決定することができましたということで、24年度の評価には入らないんですけども、この部分については評価できると思います。

○委員長

私のほうからですが、施策評価調書の指標による評価のところで、市街化区域内の大規模空閑地等低未利用地のところです。27年度の最終目標で、ほとんど利用されないような土地が5つあると設定されていますが、これは最初から開発をする気はないというところなのか、あるいは一応あるけれど、見込みが全くないところなのか、どういう意味の数字でしょう。毎年度これ1つずつ減っています。

○都市計画課職員

大規模空閑地につきましては、なかなか土地利用が進まないということで、原因は道路がなくて、土地利用が進まないという現状であります。27年度には2カ所ぐらい減つてもらいたいなという希望です。色々相談もいただいておりますので、土地利用が図れるのではないかというところの情報も入れて、希望的観測といいますか、それを含めて5カ所という形にさせていただいています。

○委員長

もう整地は済んでいると理解してよろしいですか。この5カ所とも。何も手つかずですか。

○都市計画課長

手つかずの状態です。農地です。現在、彦根市で、工業団地の造成だとか、そういう大規模な事業計画というものを持ち合わせておりませんので、現在は土地利用を進めています。ただくには、民間の開発ということで、大部分は土地利用を進めていただいている状況です。

今言いましたように、かなりの部分にまだ農地として残っています。そこにつきましては、やはり民間さんの力による、民間開発で土地利用を進めていただくということを市としては考えております。

○委員長

そうであるならば、PRをある程度されていかないと。現在農地だけでも、ここは開発するんですよというような。

○都市計画課長

ただ、民間の開発といいますと、なかなか市で宣伝といいますか、PRというのは非常に難しくて、もちろん都市計画としては、工業地域や、住居地域などの用途は指定はしているのですが、あくまで個人の財産ですので、彦根市の土地でしたら、民間で土地利用をお願いしますとか、そういうPRができるのですが、あくまでも個人の財産がまだ未開発であり、土地自体が個人の財産ですので、なかなかそれを彦根市が、土地利用を進めてくださいというPRは、難しいのかなと考えています。

○委員長

大規模空閑地というのは、どういう基準で決められるのですか。

○都市計画課長

彦根市は都市計画区域として、彦根、長浜、米原、多賀で広域都市計画区域を設定しています。彦根長浜都市計画区域につきましては、その開発圧力が高いということで、線引き都市計画区域といいまして、市街化区域と市街化調整区域という区域分けをしています。それで、そのうち彦根市は市域の約4分の1、約2,500ヘクタールが市街化区域に指定されていまして、その市街化区域内では、土地利用を進めてくださいと、そういう地域になります。そのうちの今ここにあがっています空閑地といいますのは、5ヘクタール以上の未利用地が一団になっているところを大規模空閑地という定義をしまして、その箇所が現在6カ所という形であがっている土地になります。

○委員長

市街化調整区域と市街化区域に変更して、もともと市街化区域であったところを活用し

ようという発想ですか。

○都市計画課職員

はい。

○委員

今、未利用地とおっしゃっていますけど、農地として利用されているのですか。

○都市計画課職員

そうです。農地が多いですね。

○委員

それを最初の現状と課題のところでは、工業系に利用しようということですか。

○都市計画課職員

現在農地でございますけれども、市街化区域内の工業地域であったり、工業専用地域であったり、都市計画としては、そういう工業的な土地利用を進めていただきたいということで、定めています。特に野田山、大堀、高宮については、工業系の大規模な空閑地というものになっていますので、こっちについては、工業的な土地利用を進めていただきたいと考えているところです。

○副委員長

具体的にお尋ねしますが、松原のクラブハリエ北側に、彦根市の遊休地がありますよね。私の記憶では 25 年ぐらいずっとそのままのような気がしますが、利用というか、何か転売できないものか、何か仕掛けがあるのか、今のうちに何かあれだけの遊休地を使う、具体的な計画がないのか。昔はあそこでちょっとイベントをしたり、そういうこともあったんですけども、あれだけの土地があのまま置いてあるのは、非常に不思議だなと私は思っています。

○都市計画課職員

あそこは、公有財産管理室で管理しておりますので、都市計画課は直接管理してはいません。あの土地に関しては、市街化調整区域で、土地利用を規制しているという地域ではありますけれども、クラブハリエさんが、ああいう土地利用をされたということで、市街化調整区域であっても、ある一定の目的のものについては土地利用が可能ですので、あとは市の管理者がどのように考えるかと思いますが、今のところは何も予定はありません。

○委員

市街化促進道路整備事業のことでお聞きしますが、目標とする指標が、100%で、現在

値 26%というのは、23 年度の数値で、24 年度オンリーで考えたら、数値はないのでしょうか。②の年度ごとの事業概要のところに、24 年度は歩道整備工事基金財産の買い戻しということになっているので、これについては数字が上がらないということでしょうか。どのように数字的に評価をしたらしいのか、わからないですけど。

○都市計画課職員

こちらにつきましては、質問もいただいておりまして、整備率につきまして、今回、市街化促進道路で指標としている計算は、全体事業の延長を分母としまして、完成断面の供用延長を分子としておりますので、お金をかけて一部工事をやっても、計画している断面ができるまでは、整備率としてあげない評価をしておりますので、完成断面ができたときに一挙に整備率があがるというような評価で作成しているところでございます。

○委員

ということは、24 年度としての数値はゼロになるのですね。

○都市計画課職員

一部工事はやっておりますけれども、完成断面までは至っておりませんので、数値としての成果はゼロという形です。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。では、ないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価点につきまして、変更等ございましたら、よろしくお願ひをいたします。

[111 適切な土地利用の推進の評価]

妥当性について変更あり。15.0→16.2

有効性 16.8 必要性 15.6 妥当性 16.2 効率性 14.3

[111 適切な土地利用の推進の総括評価]

後日事務局で案を作成。

[施策の評価]

[123 公園緑地の]

○委員長

それでは、最後ですが、「123 公園緑地の整備」につきまして、お願ひいたします。

○都市建設部次長

現状と課題について、快適な都市空間となる公園緑地は地域のコミュニケーションや余暇活動の場として、また、身近な自然とのふれあいや世代交流の場として都市公園の整備を推進していく必要がございます。

都市公園はもとより、宅地開発等で設置された開発公園についても、適切で経済的な管理運営を図っていく必要があります。各公園の規模や設置目的に応じ、快適で安全な状態で公園機能が増進されるよう、自治会やNPO等へも、維持管理への参画を広げていく必要がございます。

都市公園等の整備と適切な維持管理に取り組み、良好で緑豊かな町を目指すものでございます。

平成24年度における主要な事業の取り組みにつきましては、都市公園の整備につきましては、荒神山公園のあずまやの改築や、金亀公園のエントランス広場のかさ上げなど、既存公園の整備に取り組んでいるところでございます。

管理運営につきましては、金亀公園および荒神山公園において、引き続き指定管理者による効率的な管理運営を行ったところでございます。

また、緑地保全と緑地推進の啓発については、宅地造成や建築時における開発指導や景観指導と連携して、推進しているところであります。

指標につきましては、市民1人当たりの公園面積と、市民による公園の管理箇所数をあげております。市民1人当たりの公園面積につきましては、荒神山公園の開設区域の精査の結果、目標値に達することができました。

また、市民による公園の管理箇所につきましても、計画どおりとなっております。

今後の施策の展開等につきましては、都市計画決定された都市公園の整備促進の事業費確保と緑地の保全のため、市民、NPO、企業等の参画による適正な維持管理の促進を図るものでございます。

○委員長

それではご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にお願いいたします。

○委員

1番の質問をさせていただいたんですけども、まだかさ上げをされている段階だと思いますが、今度の台風への対応はどうですか。

○都市計画課職員

金亀公園につきましては、周りを琵琶湖の旧港湾に囲まれておりますので、旧港湾が琵琶湖の水位と連動して上昇してくるというような形です。公園内の排水を旧港湾に流している関係上、逆流ってきて水がついてしまうというような状況が生まれております。整備が完了すれば、前の台風の水位は、仮に上がったとしてもつかないような形状での工事を考えていますが、まだ施工中ですので、同じような水位まで上がってしまうと、冠水する可能性はあると思っています。これについては管理事務所と連携をとって、冠水の状況が確認されれば、利用者に対して安全対策が実施できるように、対処していきたいと思っていますので、いましばらく、工事期間中はご理解いただきたいと思います。

○委員

では、今度の台風については、土のうを積んだりいろいろと対応される。

○都市計画課職員

水は地下から上がってくる形ですので、土のうを置いて防げるというものではない状況です。冠水している箇所を、ふさぎに行くという方法しか、現状としてはありませんので、そういった対応を迅速に行いたいと思います。

○委員

昨年質問しましたが、曾根沼公園の管理が県になるとお聞きして、施設が壊れてたのを見て、県に伝えておきますと、そのときの担当者の方がおっしゃっていただいたんですが、その後はどんな状況でしょうか。掘んでいたらたら聞かせてください。

○都市計画課職員

県の対応状況というのを詳細まで把握はしておりません。県も指定管理者制度を導入しておりますので、恐らく私どもから県に伝えさせていただいたことは、県から県の指定管理者に連絡を入れて、対応していくような形です。民間会社が管理しておりますので、そのあたりの対応というのは、早い対応でいるとは思います。

○委員

2番の質問させていただいたんですが、公園利用者がたくさん利用されているということで、大変評価できると思います。去年も色々な公園、野田山もそうですが、雑草が生い茂っていて、そのことをここでお願いしたら、すぐに雑草を取り除いていただいて、たどり着けなかったあずまやも、サッと行けるような状況になっておりました。今後も、これだけの多くの人が活用されているので、引き続き、雑草等の対応をしていただきたいなど

思っています。

○委員

今のご意見に少し関連しますが、調書を見せていただく限りでは、防災面、防災の側面での緑地の利用に関しての記載が余りないのですけれども、そのあたりどのような形で進められておられますか。

○都市計画課職員

防災面での緑地利用ということですが、既存の今まで整備している緑地に関しては、そういう考え方、そういう用途に使うということでの整備というのは恐らくされてなかつたかと思います。

近年防災意識が高まっている中で、防災緑地としての整備ということが、実際のところ進んでいないような状況ですので、今後、整備する契機等がありましたら、対応はしていきたいと思っておりますが、現状、新規公園の整備というのは非常に難しい、厳しい状況ですので、今の段階では、どのような整備ができるかということは言えません。

○都市計画課長

最近は地元側からの動きとして、危機管理室が進めていることもあります、市の補助金を使い、自治会での防災活動の一環として、管理している公園にかまどベンチを設置するというケースが、増えてきています。それで、自治会のその防災意識というのも高まってきたていると思います。

○委員

ある地域の自治会ではそのかまどベンチを利用して炊き出しを地域でやっておられるところがあるみたいです。

○都市計画課長

市としても、公園内にそういうものをつくりたいということでしたら、市も当然推し進めている施策ですので、認めていくということで、最近では数がかなり増えてきていると思います。

○委員

危機管理室でないと、自治会でかまどベンチを活用されているというか、設置しているところというのはわからないですよね。どの自治会は公園に持っていて、どの公園、どの地区はとか。よく小学校なんかは置いてあるのを見るんですけど。

○都市計画課

うちが管理している公園に設置する場合は、手続をとっていただきますので、その手続の件数等を見れば、どこの公園にあるかということは把握できますが、公園に限らず、地元自治会で管理されている広場などもあり、そこに設置されている場合もございますので、全ての自治会というところまで、把握はできないかなと思います。

○委員

ある程度把握も必要ではないかなと思ったので、聞かせていただきました。

○副委員長

数年前から荒神山公園で駐車代をとったらいかがかなという意見を、聞きますが、あれだけの公園で、無料で入れるというところが、非常にいいとこなんでしょうけども、彦根市も非常に財政が苦しいので、例えば100円とか200円で無人設備をつけるということは、どこかの課で計画はされていませんか。

○都市計画課職員

今のところはありません。当然、初期投資と維持管理についてまわってきますので、それなりに利用がないと逆に経費がかかり、負担になる可能性は、確かにあるのかなと思います。あとは公園ですので、やはり無料で来ていただいて、お楽しみいただく、入っていただくことも重要なかなと思います。

○副委員長

もちろん、無料だというところは、一番のいいところと思っているんですけども。大津のなぎさ公園でも大体200円ですか、ついてましたね。無人の施設。どのくらい費用がかかるものか、全然わからないんですけども、やはりあれだけの公園、維持管理は大変だと思うし、かなりの人数が、集まるところですので、10年、15年先、何らかの方法でそれも1つの案かなと思います。

先ほど言いました、公園での防災訓練は、いいと思います。今年は南中でしたよね。あれを例えばどこか庄堺公園とか、金龜公園とか、あのときはかまどベンチが出てたかどうかは知りませんけれども、だから、公園で、緑地公園を利用して、防災訓練をやるというのも一案かなと思います。以上です。

○委員長

いかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、ご意見もうないようでございますので、評価のほうに移らせていただきます。

まず、事前に出していただいております評価でございますが、変更等ございましたら、

よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

[123 公園緑地の整備の評価]

評価について変更なし。

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 15.6 効率性 15.0

[123 公園緑地の整備の総括評価]

○委員

先ほどから防災という言葉も出ておりましますし、意見のほうも書かせていただいていますし、防災面も強化できるような管理の仕方を今後も考えていただきたいなと思います。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

ないようでございますので、これまで出てきた意見、それから総括評価で出ております意見、先ほどの防災関係含めまして事務局で案を作成願います。

○委員長

それではこれで予定しておりました全ての評価が終わりましたので、本日の会議はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局

皆様方には、長時間にわたり、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。なお、第4回、次回委員会につきましては、11月26日火曜日、13時30分から、市役所本庁舎3階32会議室、第2回の委員会、前回の委員会をやらせていただいた会場でございますが、32会議室で開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第3回の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(終了)

会議録の確定	
委員長署名	大橋松行

平成 25 年度 第 3 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 准教授